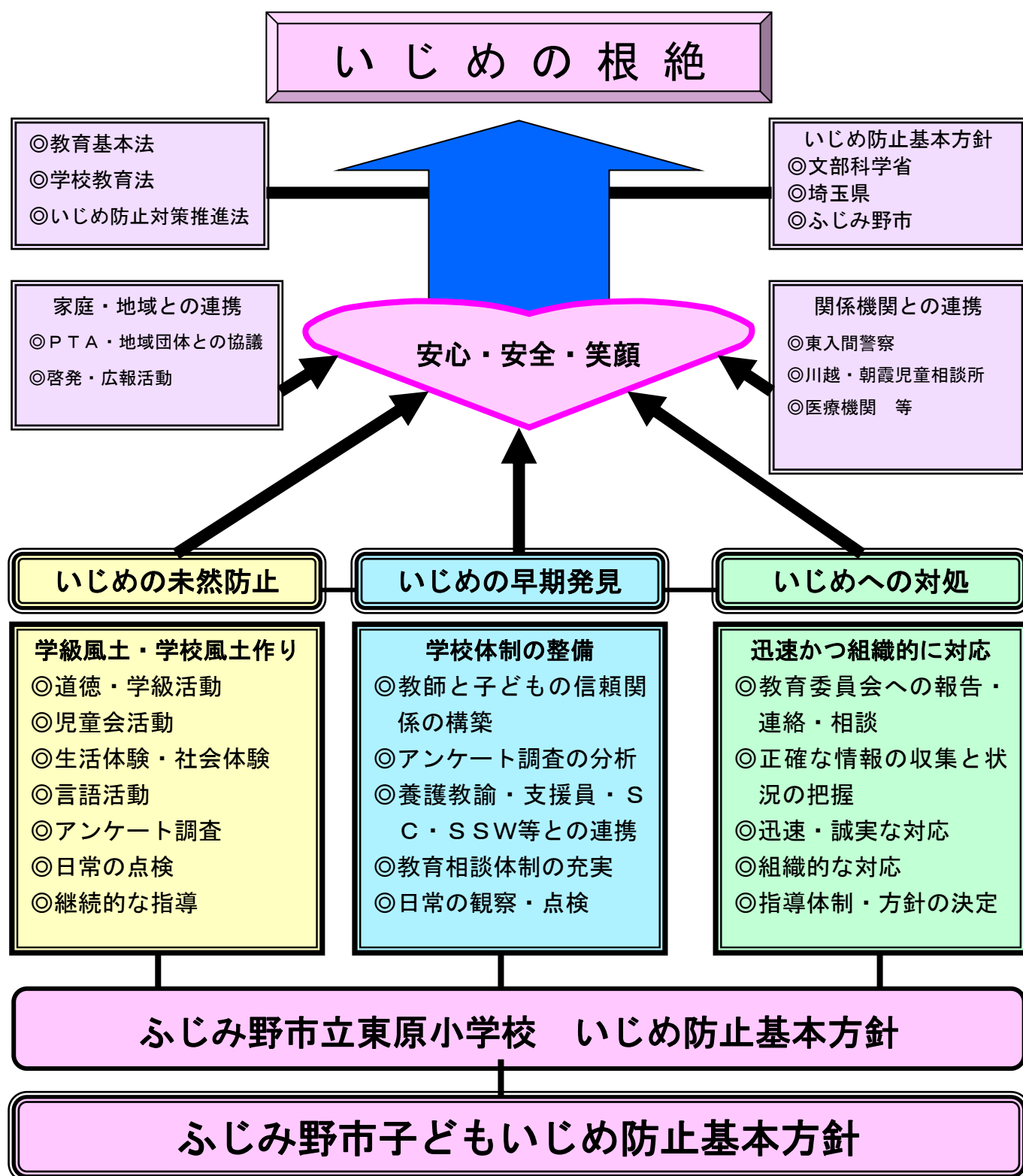


いじめ防止基本方針



ふじみ野市立東原小学校

ふじみ野市立東原小学校 いじめ防止グランドデザイン



目 次

○ いじめとは・・・・・・・・・・・・・・・・	3
Ⅰ いじめの定義・・・・・・・・	3
Ⅱ いじめに関する基本的認識・・・・・・・・	4
Ⅲ いじめの四層構造・・・・・・・・	6
1 いじめの未然防止・・・・・・・・	7
(1) いじめが起きにくい学校風土・学級風土づくり	
(2) 未然防止に向けた具体的な手立て	
2 いじめの早期発見・・・・・・・・	8
(1) 早期発見のための具体的な手立て	
3 いじめへの対処・・・・・・・・	9, 10
(1) いじめ対応の基本的な展開	
(2) いじめに関する措置	
(3) いじめの解消	
4 家庭・地域との連携・・・・・・・・	11
(1) 家庭地域との連携のために	
5 関係機関との連携・・・・・・・・	12
(1) 関係機関との連携のために	
6 重大事態への対処・・・・・・・・	12, 13
(1) 重大事態とは	
(2) 重大事態への対処の流れ	

いじめとは・・・

I いじめの定義

いじめ防止対策推進法 第2条

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的・肉体的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- (注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。
- (注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
- (注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」などのように、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- (注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。
- (注5) けんか等を除く。

Ⅱ いじめに関する基本的知識

○ いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こりえる」ものであることを十分認識するとともに、以下の点を踏まえ、適切に対応する。

『「いじめ」をすることは人間として絶対に許されない』という強い認識を持つ

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないことであるとの認識を持つ。

いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を持つことが大切である。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとすることはせず、聞き取りを十分に行い、実態を把握する。

いじめの態様には様々なものがあることを再認識する

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

いじめは事実の発見が難しい問題であることを認識して常に指導にあたる

子どもはいじめを受けていることをなかなか知らせられないことが多いという認識に立つ必要がある。

友人関係の不安や親に心配をかけたくないなどの不安等により、事実を口にしなかったり、アンケート調査に回答しなかったりすることもあること。

また、事実を隠し平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることもあること。さらに、自分自身に原因があるのではないかと、自分を責めたり、あるいは自分の存在を否定する気持ちに陥ったり、ストレスが強い場合には、自傷行為や命にかかわる重大事態につながったりすることもある。

他にも、いじめを受けているストレスや欲求不満の解消を他の児童に向けることもある。

いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもあると認識する。

行為を行っている本人はいじめとしての自覚がなく、単なる冷やかしの程度のもりであったり、からかいであったり、いたずらなどの遊び感覚であったりすることもあり、いじめを受けている児童との意識や認識に大きな差が見られる。

また、いじめを受けている児童にも原因や問題があると考え、いじめを正当化するなど、間違った認識も存在する。

さらに、周りとの違いや個性を柔軟に受け入れることができなかつたり、いじめが自分に降りかかってこないようにするために、いじめ行為に加わったりすることもある。また、「観衆」「傍観者」の存在など、集団全体に関わる問題である。

いじめは、解消後も注視が必要である

いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくない。また、解消後に再発する可能性を含んでいる場合もある。そのときの指導により完全に解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うことが大切である。

いじめは、教師の姿勢が問われる問題である

たった一人の教職員の不適切な理解が、いじめ行為の見過ごしや見逃しにつながりかねない。また、一部の教職員の不適切な言動が、いじめを容認するものと児童に受け止められ、加害側の行為をエスカレートさせたり、被害側に教職員に相談することをためらわせたりしかねないこともある。

「いじめられた子ども」を最後まで徹底的に守り通す姿勢を忘れてはならない。

いじめは、家庭教育と大きな関わりを有している

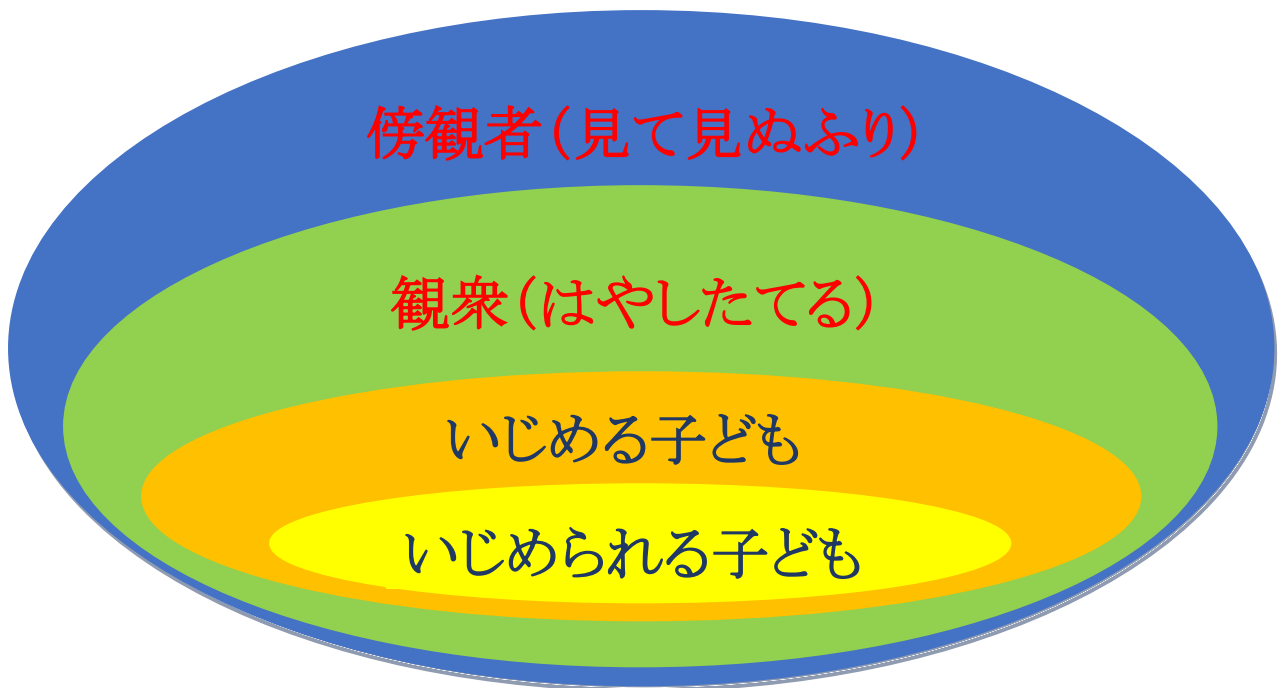
子どもの健全な成長には、家庭での指導の仕方やしつけ方、またいじめについてのとらえ方などが与える影響は大きい。

日常からの子どもに対する愛情のかけ方、精神的な関わり方、ふれあいなど、家庭教育のあり方が、児童・生徒のいじめにつながる言動に反映されている場合もある。

保護者へのいじめに関する認識の啓発が大切である。

いじめは、学校・家庭・関係機関・地域社会が連携して取り組む問題である

児童の様子をいち早くキャッチした者が、その当人を取り巻く全ての関係者と連携して、それぞれの立場から解決に向けた責務を果たす必要がある。



いじめられる子ども → 絶望的な心理

いじめを受けた子どもへの支援 (「New I's」参照)

「いじめられる側にも問題がある」という考え方を絶対にせずに支援する。そこで、本人のプライドを傷つけず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉かけをし、本人との信頼関係を築いておく。

いじめを行った子どもへの指導 (「New I's」参照)

いじめの内容や関係する子どもについて十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

周りではやし立てる子どもへの対応 (「New I's」参照)

はやし立てたり、おもしろがったりすることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気づかせる。

見て見ぬふりをする子どもへの対応 (「New I's」参照)

いじめは、他人事ではないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気づかせる。

1 いじめの未然防止

未然防止の取組の一つに、多くの児童がいじめ加害に巻き込まれる可能性がある事実
に立ち、ささいな行為が深刻ないじめへと簡単に燃え広がらない、潤いに満ちた風土を
つくりだす、『居場所づくり』の発想の取組がある。

『どんなささいな予兆も見逃さず対処する』という早期発見・早期対応の姿勢も大切
だが、いじめ行為の多くは「目に見えにくい」こと、被害者も加害者も短期間に大きく
入れ替わることを考えれば、そこに限界があるのも事実である。

そこで、いじめの背景にはストレスやその原因となる要因（ストレッサー）等が存在
することに着目し、それらの改善を図ることで、きっかけとなるトラブルを減らしたり、
エスカレートを防いだりすることで未然防止を図ることが大切である。

子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握し、年間を見通した予
防的、開発的な取組を計画・実施していく。

(1) いじめが起きにくい学校風土・学級風土作り

- ① 「事後対応」ではなく、「発生しにくい風土作り」へ転換していく。全ての児童を対
象に、当たり前のことを当たり前に行うことや、よいことはよい、悪いことは悪いと言
ったことを確実に指導していくこと。
- ② いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、協力体制を確立して実践にあたること。
- ③ いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議・
研修の場で取り上げ、教職員間の共通理解を図ること。
- ④ いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、
学校全体で対応する体制を整え、対応すること。

(2) 未然防止に向けた具体的な手だて

- ① 道徳や学級活動の時間に、いじめにかかわる問題を取り上げ、児童・生徒の心を成長
させていくこと。また、いじめの定義や、実態の情報を共有していく。
- ② 学級活動や児童会活動などにおいて、いじめの問題への子どもの主体的な活動を支援
し、児童間の共感的な人間関係づくりのプログラム教育を推進する。
- ③ 児童に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の寛容や豊かな情操を培う活動に積極的
に取り組ませたりする。
- ④ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを誘発・助長したりする
ことの無いよう、日常生活から細心の注意を払う。
- ⑤ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、機会をとらえ、
指導を継続していく。

2 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等を行い、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守っていく。

(1) 早期発見のための具体的な手だて

- ① 日常の教育活動を通じ、教師と児童、児童間の好ましい人間関係の醸成に努め、互いの信頼関係を構築し、子どもの状況を把握しやすい環境をつくる。
- ② 休み時間や昼休み、放課後の児童の様子について目を配るとともに、言動や服装等に普段と異なる場合には、教員から声をかけ個々の児童の様子を把握するよう努める。
- ③ 児童の生活実態について定期的に面談や生活アンケート調査、いじめアンケート調査を行い、詳細な把握に努める。アンケート調査の分析は担任を中心に複数で行う。
- ④ 児童が発する危険信号を見逃さないよう、管理職、学級担任、担任以外の教諭、養護教諭、支援員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が連携し、組織的に早期発見に努める。
- ⑤ いじめの訴えがあったときは、本人のカウンセリングを保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ⑥ 市教育相談室、大井中学校さわやか相談室との連携、校内教育相談体制の整備等を推進し、児童の悩みや要望を積極的に受け止める。また、学校における教育相談について、保護者に十分理解され、保護者の悩みに応えることができるような体制を整備する。
- ⑦ 教育相談の窓口である、県の相談窓口や児童相談所などの相談窓口について、児童、保護者に周知徹底する。
- ⑧ 教員がいない場所でいじめが起こることを想定し、休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を積極的に行う。また、教職員が校内を移動する際の経路を変えることで、トイレや特別教室付近なども複数の目で確認できるようにする。
- ⑨ 彩の国 生徒指導ハンドブック『New I's』を活用し、教職員の指導力を向上する。

3 いじめへの対処

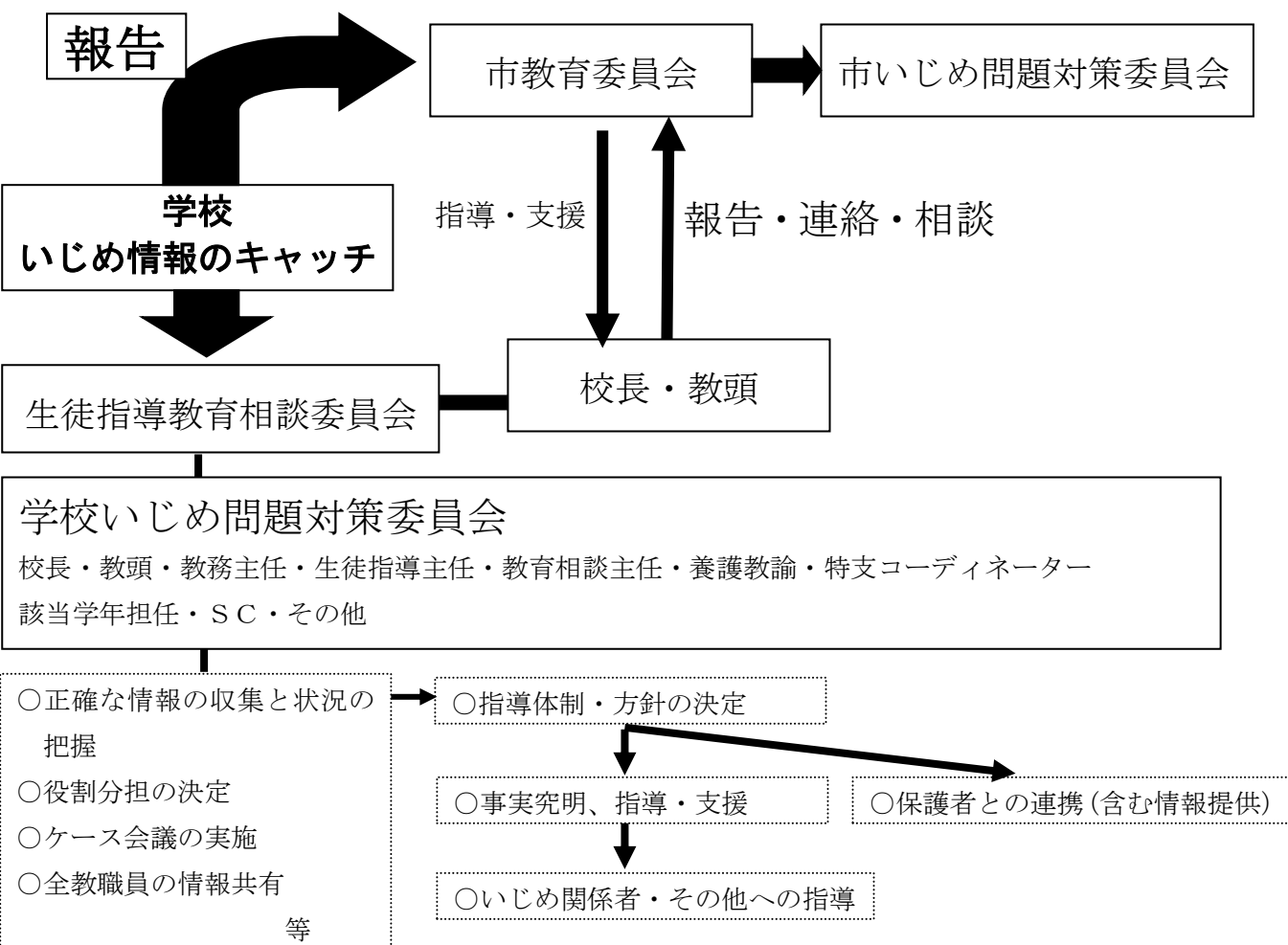
いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。

いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて、担任一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。

いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて、担任一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

(1) いじめ対応の基本的な道筋



(2) いじめに関する措置

- ①学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ問題対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- ②教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。
- ③教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。
- ④学校いじめ問題対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通すとともに加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ⑤いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ問題対策委員会へ情報共有する。

(3) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の(ア)、(イ)の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断するものとする。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(イ) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ問題対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

4 家庭・地域との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。学校運営協議会や学校応援団、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが大切である。

（１）家庭地域との連携のために

- ① 学校と学校運営協議会や学校応援団、PTA、地域の関係団体等が、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進していく必要がある。
- ② いじめの問題への取組の重要性の認識を広め、家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を積極的に行う。
- ② いじめの問題の解決のために、関係機関と適切な連携・協力をはかる。

5 関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校が、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（市教育委員会、警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校と関係機関の担当者の窓口の交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

教育相談の実施に当たり、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりするなど、学校は、関係機関による取組と連携することも重要である。

（１）関係機関との連携のために

- ① 関係機関等の役割や専門性、業務内容等について把握・理解しておく必要があること。
- ② 連携に当たっては、相手の立場を理解しながら、目的の共有と役割分担を明確にしたうえで、関係機関等に多くを委ねてしまうことがないように、共に取り組もうとする姿勢をもち行うこと。
- ③ 保護者や地域住民等に対しては、いじめや暴力行為等に関するきまりや警察等との連携を図る際の基準等、関係機関等との連携を図る際の方針を明確に示し、理解と協力を得ること。
- ④ 関係機関等との連携を進めていくに当たっては、個人情報の保護に十分留意すること。

6 重大事態への対処

いじめ問題への対応においては、日常からの未然防止も含め、細心の注意を払いながら取り組んでいくが、必要な教育上の指導等を行っているにもかかわらず、いじめが原因で不登校に陥ってしまったり、重篤な場合は命に関わってしまうような事案となることも考えられる。万が一、そのような事態に陥ってしまった場合には、被害児童及びその保護者に対して、誠心誠意の対応をしなければならない。

そのような事態に陥った場合は、学校は、市教育委員会と連携し、調査のための組織において、調査を実施し、調査結果を市教育委員会や市長に報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供しなければならない。そのため、学校は、市教育委員会及び市と連携し、これらの事態へ対応する組織を確認しておかなければならない。

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 等
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - 年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。

- ※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。
- ※ 児童又は保護者からの申し出は、学校が把握していないいじめに関する極めて重要な情報である可能性がある。そのことを踏まえ、重大事態としての調査に当たるべきである。申し出について調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言することはあってはならない。

(2) 重大事態への対処の流れ

